

## 東京農工大学職員組合 貸付金規定

- 第1条 この規定は東京農工大学職員組合同規約第19条にもとづきこれを定める。
- 第2条 この貸付は、東京農工大学職員組合組合員の相互扶助を目的とする。
- 第3条 本規定による貸付を受けられるのは、東京農工大学職員組合組合員に限る。
- 第4条 貸付希望者は、所定の申込手続きをし、貸付を受ける。
- 第5条 貸付額は1万円を1口とし、1人につき最高10万円限度とする。返済が完了していない者への貸付は許可されない。
- 第6条 返済金は組合事務室に現金で納めるものとする。返済開始は借りた翌月の俸給日から、返済期間は10か月以内とする。手数料は徴収しない。
- 第7条 返済期限に至っても返済しない借受人には、中央執行委員会が返済を求める。場合によっては、中央執行委員会は然るべき措置をとることができる。
- 第8条 本規定の改廃は中央大会の決議によらなければならない。

### 付 則

- この規定は、1999年 1月 1日 より施行する。  
1998年 12月 15日 制 定  
2005年 12月 1日 一部改正